

燒々の勢若熱の今日日本憲法一諸士が争議を続行せしむ
 こと三都府の都下各労働団体の協力的ニ之物質的ニ十分
 一應撥つるべしと云ふこと思ふ若し生存権主張の正義の
 運動ニ非シテ防衛ヲトスモノカアルコトハ吾々ハ全全的ニ固
 結シテ斗争主義國ヲシテ初期目的ヲ貫徹せしむべきニ
 才又、此ノ意味ニ於テ十分ノ中援助ヲ希望シテ止ム
 下イニ此等ノ事アル

日本労働總同盟

赤

板

志

廣

昔ハ一労働者ノ自由競争ニ固シテ大資本家ニシテ事
 加ふ米々か今日ハ労働者家制がハ一労働者又日給社員
 ハ新シテ大資本家ニシテ事ハ米々又ハ一労働者今日ハ又

此等ハ労働者ノ首領並ニ如クシテ級ルカ否、最も巧妙ニ操束ス
 此事ト同シテ標價ヤレシモノハ労働者ハ如斯クシテ其
 本家制知ラズ被シ其階級ノ内階級又實際的ノ
 團結ヲ固クシテハ下又、等シテ其最ニ密接ノ下依リ
 中産階級ニシテ階級生活者ヲ下ノ包擁シ其階級ノ下依リ
 此露出中産階級ト稱呼スルコトヲ其素ノ資本家ニ対抗シテ
 示シテ又又其ツキ々ハ實際的ニ意識者ノ團結ヲ期シ其階級
 由來トスル事ハ緊切ナル事ヲ其目的トシテ遠進セリ
 上ニコトヲ其意ハ

日本労働總同盟宣言

如

意

第 十

争議ノ批判ハ既ニ多ク、赤志依リテ居ルト思フカラ
 新ハ一途簡單ニ批判ヲ述ベテ見タムト思フ、今日ハ一争